「医療費控除の明細書」の書き方

年分　医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住　所　東員町山田1600番地　　氏　名　東員　太郎

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。
(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)
①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
251, 569 円	㋐ 210, 223 円	㋑ 40, 000 円

2 医療費（上記1以外）の明細

「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
東員　太郎	○○医療センター	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	101, 430 円	50, 000 円
東員　太郎	○○クリニック	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	10, 050	
東員　太郎	○○薬局	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	2, 580	
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
東員　花子	□□病院	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	52, 480	20, 000
東員　花子	○○クリニック	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	3, 380	
東員　花子	○○薬局	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	5, 170	
東員　花子	北勢線　東員～西桑名	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	3, 400	
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
2 の 合 計			㋒ 178, 490	㋓ 70, 000
医 療 費 の 合 計			A (㋐+㋒) 388, 713 円	B (㋑+㋓) 110, 000 円

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計) 388, 713 円	A
保険金などで補てんされる金額	110, 000	B
差引金額（A－B）	(マイナスのときは0円) 278, 713	C
所得金額の合計額	1, 900, 000	D
D ×0.05	(赤字のときは0円) 95, 000	E
Eと10万円のいずれか少ない方の金額	95, 000	F
医療費控除額（C－F）	(最高200万円、赤字のときは0円) 183, 713	G

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

申告する方の住所、氏名を記入してください。

この欄は、医療保険者等が発行する

「医療費通知（原本）」

を添付する場合に、その金額を転記します。

この欄に記入した場合は、「医療費通知」に記載されている内容は、「2　医療費（上記1以外）の明細」へ計上できません。

この欄は、病院や薬局等の領収書から、

- **医療を受けた人ごと**
- **病院や薬局等ごと**
- **1年間まとめて**

「(4)支払った医療費の額」に記入してください。

※1月から12月の間に支払った医療費の合計を記入します。

※公共交通機関の交通費も、まとめて記入します。

※生命保険などで補てんされる金額がある場合は、「(5)(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」に記入してください。

※「1　医療費通知に記載された事項」で計上した医療費は、こちらには計上できません。

この欄で、医療費控除額の計算をします。

合計所得金額の5%か10万円のいずれか少ない方の金額を医療費から差し引き、残りの金額を「医療費控除額」として、申告書に転記します。

※町の申告会場をご利用される方は、この欄は未記入でも構いません。

○医療費控除を申告される方は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例は受けることができません。（併用不可）

○医療費控除を申告する際は、「医療費控除の明細書」を添付しなければなりません。

○医療費の領収証等は添付不要です。
ただし、税務署から領収書等の提示又は提出を求められる場合がありますので、医療費の領収証等はご自宅等で5年間保管してください。

～医療費控除に関する詳しいことは、国税庁ホームページや桑名税務署でご確認ください～